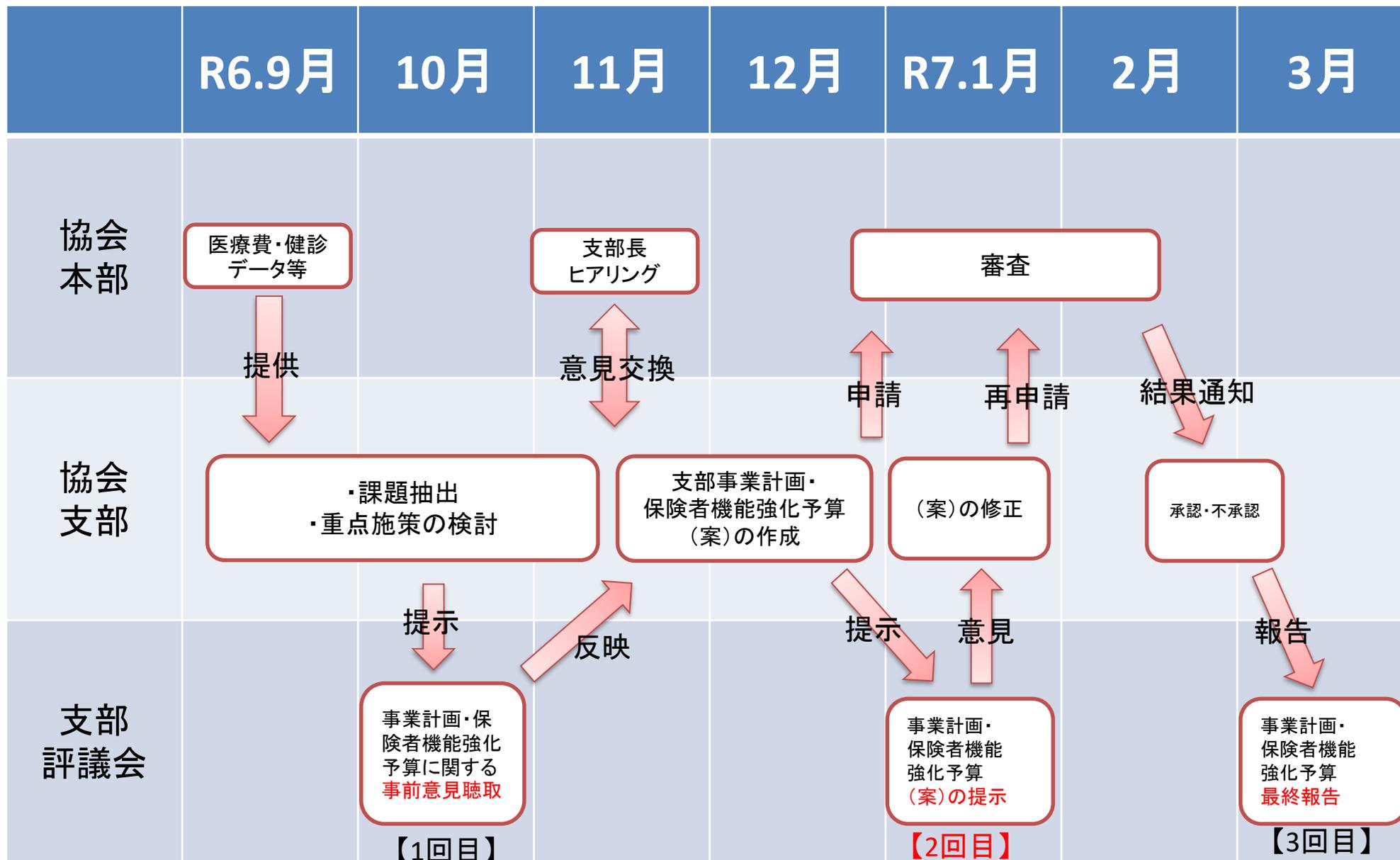


令和7年度 大分支部事業計画(案)及び支部保険者機能強化予算(案)について【第2回】

全国健康保険協会 大分支部

策定スケジュール（現時点の見込み）

令和7年度支部事業計画及び保険者機能強化予算の策定



令和7年度 大分支部事業計画(案)の概要

1.基盤的保険者機能の盤石化

Ⅱ) 業務改革の実践と業務品質の向上

< ②サービス水準の向上 > 【資料3-2】 2ページ

- ・コールセンターの対応や記入の手引きの多言語化などの国際化対応を推進し、加入者等の利便性の向上を図る。
- ・ホームページに導入しているチャットボットについて、利用状況の分析・改善を行い、加入者の利便性向上に努める。全支部へのコールセンター導入に向けた準備・検討を行う。

< ③現金給付等の適正化の推進 > 【資料3-2】 3ページ

- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実にを行う。

< ④レセプト内容点検の精度向上 > 【資料3-2】 3~4ページ

i) 内容点検の強化

- ・毎月自動点検マスタを更新し、システム点検の効率化を図る。
- ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。

Ⅲ) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

< ①オンライン資格確認等システムの周知徹底 > 【資料3-2】 6ページ

- ・マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。
- ・マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。

< ②マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 > 【資料3-2】 6ページ

- ・2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。
- ・加入者からのマイナ保険証、オンライン資格確認などの問い合わせに専用で対応するマイナンバーコールセンターについて、多言語対応を含め質の向上を図るとともに円滑に運用する。

< ③電子申請等の導入> 【資料3-2】 6ページ

- ・加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月の電子申請等の導入に向けてシステム開発を進める。また、電子申請において、加入者側から審査の処理状況が把握できる仕組みを構築する。

< ④DXを活用した事業の推進> 【資料3-2】 6ページ

- ・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用し、確認対象者を絞り込むなど、効果的な方法を検討し実施する。
- ・医療機関等を受診した加入者に送付している「医療費のお知らせ」について、マイナ保険証の利用率等を踏まえ、プル型に見直すなどの検討を進める。

2.戦略的保険者機能の一層の発揮

I) データ分析に基づく事業実施

<②支部で実施した好事例の横展開> 【資料3-2】 7~8ページ

- ・「保険者努力重点支援プロジェクト」の実施を通じて横展開された分析手法やノウハウを受けて、支部の課題分析を継続する。
- ・職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。

II) 健康づくり

<①保健事業の一層の推進> 【資料3-2】 8ページ

ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備

- ・保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師に対し、全国研修やブロック単位による研修を実施する。
- ・契約保健師及び管理栄養士が担うべき役割について、これまでの特定保健指導のみならず、コラボヘルス、メンタルヘルスなど他の保健事業へ拡大すべく、人事評価・処遇のあり方も含めて検討し、実施に向けて必要な取組を進める。
- ・地域の実情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視点も踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む。

＜②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上＞【資料3-2】9～10ページ

- ・ 支部が主催する被扶養者に対する特定健診について、実施回数及び地域を拡大するとともに、骨粗鬆症及びその予備群を早期に発見するための「骨粗鬆症検診」、緑内障等失明に繋がる重大な病気の早期発見のための「眼底検査」を集団健診時のオプション健診を活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進め、健診未受診者への受診勧奨を実施する。
- ・ 自治体及び健診機関と連携し、がん検診と特定健診の同時実施を引続き推進する。
- ・ 健診体系の見直しとして2026年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。

＜③特定保健指導実施率及び質の向上＞【資料3-2】10～11ページ

i) 特定保健指導実施率の向上

- ・ 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について引き続き健診機関との連携を推進するとともに、前年度実績が伸び悩んでいる健診機関を中心に他機関の取組好事例等を展開し、実施率向上促進に努める。

ii) 特定保健指導の質の向上

- ・ 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した研修会を実施する。

＜④重症化予防対策の推進＞【資料3-2】11～12ページ

- ・ 血圧、血糖、脂質等に着眼した未治療者への行動変容を促すパンフレット等を活用し、受診勧奨を着実に実施する。
- ・ 生活習慣病予防健診受診者で当日の健診結果にて、要精密検査・要治療と判断とされた対象者へ早期医療機関の受診勧奨を実施する。
- ・ 未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。

＜⑥コラボヘルスの推進＞【資料3-2】12～13ページ

- ・ 健康宣言を行うための「スタート支援」、県の健康経営事業所認定をサポートするための「サポート支援」、「健康講話」の実施により事業所の健康づくりのサポートを行う。
- ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態・年代別などの健康課題に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。
- ・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に実施するとともに、出前講座等を実施できる体制を構築することにより、事業所における取組の底上げを図る。

Ⅲ) 医療費適正化

＜①医療資源の適正使用＞ 【資料3-2】 13～14ページ

I) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・セミナーへの講師派遣依頼等、県との連携による取組を推進する。
- ・加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、イベント・セミナーの機会を通じた啓発に取り組むとともに、薬剤師会等との連携によるジェネリック医薬品希望シールの普及・促進など、加入者への適切かつ効果的な働きかけを実施する。

iii) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策

- ・ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、関係機関への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。

IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 【資料3-2】 15～16ページ

- ・「令和7年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和8年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫の上、積極的に広報を行う。
- ・また、協会の象徴的位置づけであった健康保険証が新規に発行されなくなることから、より一層「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。
- ・ホームページの内容を充実させ加入者への適切な情報発信を行う。
- ・支部の重点広報テーマについてSNS（LINE等）を活用し効果的・効率的な広報を実施する。

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

Ⅲ) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 【資料3-2】 18ページ

- ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
- ・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。

令和7年度 支部保険者機能強化予算(案)の概要

1.医療費適正化等予算

(令和7年度予算枠:11,342,000円 予算要求額:11,342,000円)

単位:円

-	新規 継続	事業名	事業概要	令和7年度 要求額	令和6年度 予算額	R7-R6(差)
医療費適正化対策経費	継続	若年層における健康教育 【資料3-2 P12】	これから生活習慣を固めていく年齢層への啓発活動を「健康教育」という形で実施する。関係機関と協力し、医療費の状況、医療のかかり方、健康保険制度そのものの意義などの内容に加え、食育・食生活などの生活指導も加味し、加入者としての意識向上および医療費適正化を図る。(対象:小学生とその保護者(30~40代)、高校・専門学校等の学生、新入社員等若手従業員)	2,802,000	3,505,000	▲703,000
	継続	社会保険事務説明会の開催 【資料3-2 P16】	日本年金機構の算定基礎届説明会において、健康保険制度に関する冊子を作成し説明を行う。			
	継続	新生児の保護者に対する適正受診啓発冊子配布 【資料3-2 P16】	子供が生まれた世帯に対し、「病院受診の際の判断基準」等がわかる冊子を配布。併せて保護者に対しても生活習慣改善・健康増進に資する冊子も配布することで、乳幼児とその保護者の医療費適正化を図る。			
広報・意見発信経費	継続 (拡充)	大分トリニータのマッチデー広告(情報誌)における記事掲載及びジェネリック医薬品希望シールの作成 【資料3-2 P13】	大分トリニータ公式マスコット「ニータン」、「リッジー」が掲載されたジェネリック希望シールを作成し、配布。併せて大分トリニータの情報誌にジェネリック医薬品使用促進広告を掲載する。	700,700	539,000	161,700
	継続 (拡充)	SNSを活用した医療費適正化広報 【資料3-2 P12.16】	「若年層(20~40歳台)の糖尿病医療費の上昇率が高い」、「医療機関への受診勧奨通知を受け取った者の受診率が低い」という支部の課題解決に向け、支部にてアカウントを保有しているYouTube、Meta等を活用し、啓発動画(令和5年度作成分)広告を配信するなどし、医療費適正化広報を実施する。	4,211,900	3,885,000	326,900
	継続	紙媒体による広報 【資料3-2 P16】	(継続)納入告知書に同封する事業所向け広報チラシの作成 (継続)支部事業サービスにかかるPR冊子の作成 (継続)協会けんぽGUIDEBOOKの作成(申請書の書き方等) (継続)メールマガジン登録勧奨チラシの作成 (新規)LINE登録勧奨チラシの作成 (継続)新入社員への医療費適正化冊子配布事業 (継続)任継取得に係るリーフレット作成	3,627,000	3,399,000	228,000
合計				11,341,600	11,328,000	13,600

2.保健事業予算

(予算枠:43,201,000円 予算要求額:43,162,000円)

単位:円

-	新規 継続	事業区分	主な事業	事業概要	令和7年度 要求額	令和6年度 予算額	R7-R6(差)
健診・保健指導・重症化予防	継続	健診経費 【資料3-2 P8~9】	①協会主催の集団健診 ②事業者健診結果データ取得勧奨委託業務 ③事業所及び被保険者への健診受診勧奨業務	③受診率の低い事業所並びに連続して未受診の被保険者へ生活習慣病予防健診の案内や休日受診可能健診機関の案内等の受診勧奨を行う。	20,462,000	22,028,000	▲1,566,000
	継続	保健指導経費 【資料3-2 P10~11】	保健指導推進経費	健診機関で行う特定保健指導の促進を図るため、前年度より実績を伸ばした機関へその件数に応じて報奨金を支払う。	1,376,000	2,404,000	▲1,028,000
	継続	重症化予防経費 【資料3-2 P11~12】	未治療者に対する受診勧奨	健診の結果、血圧・血糖・LDL値で要治療と判断されながら医療機関未受診の方に対し、二次勧奨(本部が実施する一次勧奨後に支部で行う勧奨)を行う。 二次勧奨:支部保健師及び委託業者による文書及び電話勧奨	6,270,000	10,191,000	▲3,921,000
コラボヘルス・喫煙糖尿病対策その他	継続 (拡充)	コラボヘルス 【資料3-2 P12~13】	一社一健康宣言事業の展開	一社一健康宣言事業所の拡大及び宣言内容の標準化を図る。健康宣言事業所へのサポートを強化するため、新たに健康機器のレンタルを実施する。	12,806,000	8,361,000	4,445,000
	新規	喫煙・糖尿病対策 【資料3-2 P12】	(前年度は特別枠で計上) 喫煙・糖尿病対策事業の実施	令和5年度及び6年度に実施したデータ分析に基づき、喫煙率の高い業態や糖尿病の一人当たり医療費の高い地域や業態向けに出張講座等支援サービスを展開する。	1,456,000	-(※)	1,456,000
	新規	その他 【資料3-2 P12】	学齢期における健康教育の推進	本部作成の共通資材を県内在住児童生徒(主に小学校高学年)への教育ツールとして、協力市町村の教育委員会または学校へ提供し、児童の健康教育(保健体育・家庭科・社会科分野等)において活用してもらう。	792,000	-	792,000
合計					43,162,000	42,984,000	178,000

(※) 令和6年度は特別枠で1,988,000円を計上

令和7年度事業計画 KPI一覧表

1.基盤的保険者機能の盤石化

具体的施策	KPI	参考：令和5年度末
I) 健全な財政運営 ② サービス水準の向上	1) サービススタンダードの達成状況を 100% とする 2) サービススタンダードの平均所要日数 7日以内 を維持する 3) 現金給付等の申請に係る郵送化率を 対前年度以上 とする	1) 100% 2) 5.75日 3) 91.2%
I) 健全な財政運営 ④ レセプト点検の精度向上	1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について 対前年度以上 とする （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を 対前年度以上 とする	1) 0.184% 2) 10,075円
I) 健全な財政運営 ⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	1) 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を 対前年度以上 とする	1) 60.97%

2.戦略的保険者機能の一層の発揮

具体的施策	KPI	参考：令和5年度末
II) 健康づくり ② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	1) 生活習慣病予防健診実施率を 71.4%以上 とする 2) 事業者健診データ取得率を 10.6%以上 とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を 34.5%以上 とする	1) 72.5% 2) 9.7% 3) 30.5%

具体的施策	KPI	参考：令和5年度末
Ⅱ) 健康づくり ③特定保健指導実施率及び質の向上	1) 被保険者の特定保健指導実施率を 35.3%以上 とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 23.2%以上 とする	1) 31.4% 2) 23.5%
Ⅱ) 健康づくり ④重症化予防対策の推進	健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を 対前年度以上 とする	【新設】
Ⅱ) 健康づくり ⑤コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を 2,410事業所 （※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	2,259事業所
Ⅲ) 医療費適正化 ①医療資源の適正使用	ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で 対前年度以上 とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする	83.6%
Ⅳ) 広報活動や顔の見える地域ネットワークを通じた加入者等の理解促進	1 - 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 60.5%以上 とする（※） （※）支部でKPIを設定 1 - 2) 健康保険委員の委嘱事業所数を 対前年度以上 とする	1) 56.4% 2) 3,351事業所

3.保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

具体的施策	KPI	参考：令和5年度末
Ⅲ) 費用対効果を踏まえたコスト削減	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 15%以下 とする	0%

